

## 提案募集方式の主なプロセス

地方からの事前相談を経て、内閣府が受け付けた提案は、地方分権改革有識者会議及び専門部会に諮られ、調査・審議が集中的に重ねられます。こうした関係者の調整結果を踏まえ、年末には、「地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、一括法を制定するなど必要な法律改正や政省令改正、又は通知等の取組が進められることとなります。

地方公共団体からの派遣職員が地方との連絡・調整の窓口となり、親切・丁寧な対応を心がけています。

